

辺野古新基地建設の即時中止と普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論により民主主義及び憲法に基づき公正に解決することを求める意見書

2019年2月、沖縄県による辺野古新基地建設に伴う埋立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示した。

憲法改正の手續における国民投票の場合には、投票総数の5割以上で国民の民意に基づく承認とみなすことが憲法及び国民投票法で規定されていることに鑑みれば、今回、沖縄県民が直接民主主義によって示した民意は決定的であり、これまで県知事選で重ねて示された民意と合わせ、政府及び日本国民は公正な民主主義にのっとり、沖縄県民の民意に沿った解決を緊急に行う必要がある。

名護市辺野古における新たな基地の建設工事の強行は、憲法が規定する民主主義、地方自治、基本的人権、法の下での平等の各理念からして看過することのできない重大な問題である。

また、普天間基地所属の海兵隊について沖縄駐留を正当化する軍事的・地政学的な根拠が薄弱であることは既に指摘されている中で、政府は、普天間基地の速やかな危険性の除去を名目として、辺野古への新基地建設を強行しているが、日米安全保障条約に基づいて米軍に対する基地の提供が必要であるとしても、沖縄県の米軍基地の過重な負担を軽減するため「国民全体で分かち合うべき」というSACO設置時の基本理念に反することから、沖縄県内への新たな基地建設を許すべきではなく、工事を直ちに中止すべきである。

さらに、安全保障の議論は日本全体の問題であり、国家の安全保障に関わる重要事項であるというのであれば、なおのこと、普天間基地の代替施設が必要か否かについては、国民全体で議論すべき問題である。

そして、国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要であるという世論が多数を占めるのであれば、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押し付けとならないよう、公正で民主的な手續により決定することが必要である。

よって、本市議会は、政府関係機関に対し、下記事項について強く要望する。

記

- 1 辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、普天間基地の運用を停止すること。
- 2 全国民が責任を持って、米軍基地が必要か否か、普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行うこと。
- 3 国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論に至った際は、沖縄県の歴史及び米軍基地の偏在に鑑み、沖縄県以外の全国全ての自治体を等しく候補地とし、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押し付けとならないよう、公正で民主的な手続により解決すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 6 月 20 日

喜多方市議会議長 齋 藤 勘一郎

【意見書提出先】

衆議院議長 大島 理森 殿
参議院議長 伊達 忠一 殿
内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
内閣官房長官 菅 義偉 殿
総務大臣 石田 真敏 殿
外務大臣 河野 太郎 殿
国土交通大臣 石井 啓一 殿
防衛大臣 岩屋 毅 殿
沖縄及び北方対策担当大臣 宮腰 光寛 殿